

9月6日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第41号、議案第42号及び第63号の3議案について、9月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第41号湖南省いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について、条例の文言で「次の各号」を「次」に変えているが市の他の条例関係もすべて同様に変更されるのかという質疑に対して、条例改正については総務課のほうで確認しており、他の条例については分からないとの答弁でした。市の条例として統一した見解を持つべきだという意見が出ました。

議案第42号湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、保育士のなり手不足がいわれる中、市としてどう対応するのかという質疑に対して、通常、人員基準に違反すると基本の報酬が3割減少するが、この改正では当分の間措置がなされません。現場のサービス提供環境を向上させる目的で、他の分野と比べて低い環境にある保育分野で処遇改善できる方法として、基準を上げて財源を生み出し、従事者に返していくということはあるかなという気がします、との答弁でした。

議案第63号湖南省国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんでした。

反対討論として、今後は健康保険証の交付はしないという前提であり、「市町村は被保険者証を交付しなければならない」としていたのを「被保険者から交付の申請があったときには資格確認書を有効期限を定めて交付しなければならない」と厚生労働省は官報告知をしました。マイナンバーカードの利用は任意であり、強制するものではありません。強引な保険証導入には賛成できないことから反対とするとのことでした。

以上が質疑・討論の概要であります。議案第41号、議案第42号に対しての討論はなくその後、採決を行いました。

その結果、議案第41号、議案第42号の2議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定し、議案第63号については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。